

資産の管理・運用規則

2026年3月25日制定

(目的)

第1条 この規則は、定款第52条に定める一般社団法人資産運用業協会（以下「本協会」という。）の資産の管理及び運用に関する基本的な事項を定め、これらの資産の適正な取扱い及び効率的な運用に資することを目的とする。

(適用される資産)

第2条 この規則が適用される資産は、貸借対照表の運用すべき資産（以下「運用資産総額」という。）とする。

(運用方針)

第3条 この規則が適用される資産の運用は、次に掲げる運用方針に基づき運用を行うものとする。

- (1) 元本の安全性に配慮するとともに、長期的かつ安定した収益の確保を目指す運用
- (2) 資金の使用目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、効率的かつ適正な運用

(運用対象)

第4条 運用対象は、次に掲げる円建ての金融商品とする。

- (1) 預貯金
- (2) 国債、地方債及び政府保証債
- (3) 金銭・貸付信託
- (4) 事業債
- (5) 円建外債
- (6) 投資信託
- (7) 上記(1)～(6)に準ずる性質を有する有価証券等の資産

2 運用にあたっては、分散投資に努めるものとし、前項第4号、第5号及び第7号（同項第4号又は第5号に掲げる資産に準ずる性質を有する有価証券等の資産に限る。）に掲げる金融商品については、1発行体に対する運用額の割合は、運用資産総額の20%以下とする。

3 第1項第4号及び第5号に掲げる金融商品については、信用ある格付機関の格付がBBB格以上のものとする。

(運用利益の使途)

第5条 本協会の資産の運用により得られた利益は、本協会の運営に係る費用に充てるものとする。

(資産運用執行責任者等)

第6条 本協会に、本協会の資産の管理及び運用に関する執行の責任を負う者として、資産運用執行責任者

を置く。

- 2 資産運用執行責任者は管理本部長とする。
- 3 資産運用執行責任者の補助者として、資産運用担当者を置くことができる。

(稟議)

第7条 資産運用執行責任者は、新たに金融商品を買付けるときは、稟議により会長の決裁を受けなければならない。

(資産運用報告)

第8条 資産運用担当者は、四半期ごとに、資産の管理及び運用の状況について、会長、副会長専務理事及び資産運用執行責任者に報告しなければならない。

- 2 資産運用執行責任者は、毎事業年度終了後に、資産の管理及び運用の状況を理事会に報告しなければならない。

(運用計画の策定)

第9条 資産運用執行責任者は、事業年度毎に資産運用計画を策定し、収支予算に盛り込むものとする。

- 2 資産運用計画には、保有する金融商品の状況及び新規投資に関する計画を記載するものとする。

(保有期間の原則)

第10条 満期設定のある金融商品は、原則、その満期到来日まで保有するものとする。

(金融機関との取引)

第11条 銀行及び証券会社その他の金融機関との取引の開始又はその変更は、決裁手続きを経た上で行わなければならない。

- 2 複数の取引先金融機関において取扱いのある金融商品を取得する場合は、原則として、2社以上の金融機関から条件の提示を得て最も有利な条件を提示した金融機関と契約しなければならない。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規則は、本協会、一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会との合併契約に基づく吸収合併の効力が発生することを条件として、当該吸収合併の効力発生日（2026年4月1日）に施行する。